

船舶事故調査報告書

令和5年2月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（棧橋）
発生日時	令和4年5月7日 20時30分ごろ
発生場所	北海道函館湾太平洋セメントシーバース第4バース 函館港外太平洋セメントシーバース灯から真方位312°200m 付近 (概位 北緯41°48.2′ 東経140°39.1′)
事故の概要	石灰石運搬船 ^{ほくよう} 北洋丸は、着棧作業中、棧橋に衝突した。
事故調査の経過	令和4年8月16日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	石灰石運搬船 北洋丸、8,568トン
船舶番号、船舶所有者等	135591、八重川海運株式会社及び株式会社YK SHIPPING
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 右舷船尾外板に凹損 棧橋 第4バースに破損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南南西、風力 6～7、視界 良好 海象：波高 約0.5～1m、潮汐 高潮時 北海道北斗市には、5月7日14時32分に強風注意報が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長ほか10人が乗り組み、空船の状態、太平洋セメントシーバース（陸岸から南東方に約2km 延びた棧橋、以下「本件棧橋」という。）第4バースに入船右舷着けで着棧しようとしていた。 本船は、船長が操船を指揮し、航海士が手動操舵で操船を行い、前進して本件棧橋第4バースに接近して投錨したが、風力6～7の南南西風によって圧流されて接岸予定位置を通り過ぎたので、後進で本件棧橋に接近していた際、引き続き風力6～7の南南西風によって圧流され、右舷船尾部が本件棧橋第4バースに衝突した。 本船は、本事故後、自力で航行して北海道函館港に入港した。 船長は、風が強まる中、無理に着棧作業を継続せずに、一旦本件棧橋から離れ、風が弱まるのを待つか、必要に応じてタグボートを要請すれば良かったと思っていた。 船長は、本船で本件棧橋への離着棧の経験が数十回あった。
分析	本船は、強風注意報が発表された状況下、南東方に延びた棧橋への着棧作業中、船長が、風力6～7の南南西風を左舷側に受ける状態で本件棧橋への接近を継続したことから、圧流されて意図した操船ができず、本件棧橋に衝突したものと考えられる。

原因	本事故は、夜間、本船が、強風注意報が発表された状況下、南東方に延びた棧橋への着棧作業中、船長が、風力6～7の南南西風を左舷側に受ける状態で本件棧橋への接近を継続したため、圧流されて意図した操船ができず、本件棧橋に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、強風注意報等が発表され、風が強まる中、着棧作業を行う場合、無理に着棧作業を継続せず、一旦棧橋から離れて風が弱まるのを待つか、必要に応じてタグボートを要請すること。